

平成27年度佐賀県市町決算の概要 (普通会計・確定値)

— 目次 —

1. 決算規模
2. 決算収支
3. 歳入
4. 歳出(目的別)
5. 歳出(性質別)
6. 財政構造(経常収支比率)
7. 地方債現在高

平成28年11月30日

地域交流部市町支援課

1 決算規模

【決算規模の推移】

(増減率:%)

	歳入		歳出	
	総額	増減額(増減率)	総額	増減額(増減率)
27年度	4,071億11百万円	90億52百万円 (2.3)	3,947億39百万円	82億99百万円 (2.1)
26年度	3,980億59百万円	104億89百万円 (2.7)	3,864億40百万円	117億23百万円 (3.1)

- 平成27年度の市町決算規模は、総額で歳入が4,071億11百万円(対前年度比2.3%増)、歳出が3,947億39百万円(対前年度比2.1%増)となった。
- 歳入については、前年度比90億52百万円(2.3%)増となった。これは地方消費税率の引上げの影響が平年度化したことに伴い、地方消費税交付金が66億91百万円(72.2%)増、ふるさと寄附金の増等により寄附金が71億79百万円(379.2%)増となったこと等によるものである。
- 歳出については、前年度比82億99百万円(2.1%)増となった。庁舎建設事業費、ふるさと寄附金に係る経費や基金への積立金の増加等により、総務費70億98百万円(13.8%)の増、子ども・子育て支援新制度による給付の増加等により、民生費25億09百万円(2.0%)増、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した、プレミアム商品券発行事業の実施等により商工費19億36百万円(15.9%)増となったこと等によるものである。

2 決算収支

【実質収支及び実質収支比率】

	実質収支	実質収支比率
27年度	94億40百万円	5.4%
26年度	83億08百万円	4.9%

* 実質収支比率は単純平均である。

- 実質収支は昭和54年度以降37年間連続で全団体黒字となった。

参考) 実質収支とは、歳入歳出差引き(形式収支)から繰越明許費等に充てる翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額をいう。

3 歳 入

【歳入の内訳概要】

(単位:百万円)

	平成27年度				26年度	備 考
	決算額	構成比 (%)	増減額	増減率 (%)	決算額	
地方税	98,312	24.1	▲ 1,871	▲ 1.9	100,183	市町村民税及び固定資産税等の減
地方交付税	103,700	25.5	361	0.3	103,339	
国庫支出金	57,320	14.1	1,303	2.3	56,017	子どものための教育・保育給付費国庫負担金、地域活性化・地域住民等緊急支援交付金等の増
県支出金	31,469	7.7	▲ 1,885	▲ 5.7	33,354	原子力災害対策施設整備費補助金等の減
繰入金	10,975	2.7	▲ 3,342	▲ 23.3	14,317	特定目的基金繰入金の減
地方債	41,324	10.2	2,612	6.7	38,712	緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債の増等
うち臨時財政対策債	13,499	3.3	▲ 1,044	▲ 7.2	14,543	
その他	64,011	15.7	11,874	22.8	52,137	地方消費税交付金、ふるさと寄附金等の増
歳入合計	407,111	100.0	9,052	2.3	398,059	
うち一般財源	223,068	55.0	5,359	2.5	217,709	

注1) その他とは、地方譲与税、地方特例交付金、地方消費税交付金等各種交付金、諸収入等である。

注2) 一般財源は、「地方税」、「地方交付税」及び「その他」のうちの地方譲与税、地方特例交付金、地方消費税交付金等各種交付金の合計である。

注3) 合計を一致させるために端数調整を行っている。

4 歳出(目的別)

【歳出(目的別)の内訳概要】

(単位:百万円)

	平成27年度				26年度	備 考
	決算額	構成比 (%)	増減額	増減率 (%)	決算額	
総務費	58,651	14.9	7,098	13.8	51,553	庁舎建設事業費、ふるさと寄附金に係る経費や基金への積立金等の増
民生費	129,484	32.8	2,509	2.0	126,975	子ども・子育て支援新制度による認定こども園施設型給付費等の増
衛生費	30,312	7.7	909	3.1	29,403	
労働費	676	0.2	▲ 531	▲ 44.0	1,207	緊急雇用創出基金事業費の減
農林水産業費	23,770	6.0	1,228	5.4	22,542	多面的機能支払事業費等の増
土木費	34,489	8.7	117	0.3	34,372	
教育費	40,070	10.2	▲ 5,217	▲ 11.5	45,287	小中学校の整備事業費及び改築事業費等の減
災害復旧費	701	0.2	▲ 507	▲ 42.0	1,208	現年災害の減
公債費	41,763	10.6	▲ 916	▲ 2.1	42,679	
その他	34,823	8.7	3,609	11.6	31,214	プレミアム商品券発行事業等による商工費の増、防災情報ネットワーク整備事業等による消防費の増
歳出合計	394,739	100.0	8,299	2.1	386,440	

注1) その他とは、議会費、商工費、消防費、諸支出金である。

注2) 合計を一致させるために端数調整を行っている。

5 歳出(性質別)

【歳出(性質別)の内訳概要】

(単位:百万円)

	平成27年度				26年度	備 考
	決算額	構成比(%)	増減額	増減率(%)	決算額	
義務的経費	180,458	45.7	3,434	1.9	177,024	
人件費	58,212	14.7	▲ 389	▲ 0.7	58,601	
うち職員給	35,202	8.9	88	0.3	35,114	
うち退職金	5,632	1.4	▲ 488	▲ 8.0	6,120	退職者数の減
扶助費	80,483	20.4	4,739	6.3	75,744	認定こども園施設型給付費、私立保育園運営費負担金、障害者自立支援給付費等の増
公債費	41,763	10.6	▲ 916	▲ 2.1	42,679	
投資的経費	54,140	13.7	▲ 11,907	▲ 18.0	66,047	
普通建設事業費	53,439	13.5	▲ 11,400	▲ 17.6	64,839	
うち補助事業費	25,273	6.4	▲ 5,672	▲ 18.3	30,945	原子力災害対策施設整備事業費の減、小中学校改築事業費の減等
うち単独事業費	27,136	6.9	▲ 5,744	▲ 17.5	32,880	庁舎耐震・大規模改修事業費の減、小中学校整備事業費の減等
災害復旧事業費	701	0.2	▲ 507	▲ 42.0	1,208	
その他の経費	160,141	40.6	16,772	11.7	143,369	
うち物件費	45,830	11.6	3,550	8.4	42,280	ふるさと寄附金事業費の増等
うち補助費等	46,409	11.8	6,542	16.4	39,867	多面的機能支払事業費、地域消費喚起・商業活性化事業費の増等
うち積立金	18,006	4.6	5,650	45.7	12,356	ふるさと寄附金基金積立金、公共施設整備基金積立金の増等
うち貸付金	3,534	0.9	▲ 505	▲ 12.5	4,039	
うち繰出金	42,094	10.7	1,883	4.7	40,211	
歳出合計	394,739	100.0	8,299	2.1	386,440	

注1) 普通建設事業費「補助事業費」には受託事業費のうち補助事業費を、「単独事業費」には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうち単独事業費を含む。

注2) 合計を一致させるために端数調整を行っている。

6 財政構造(経常収支比率)

【経常収支比率の推移】

(単位:%)

H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
87.4	88.8	88.9	90.9	88.4

※平成13年度から「減税補てん債」「臨時財政対策債」が算入されることとなった。なお、平成19年度から「減税補てん債」に代わり、「減収補てん債特例分」が算入されている。

※表内の値は県内市町の経常収支比率を単純平均したものである。

- ・ 平成27年度の経常収支比率は、20市町平均で88.4%となっており、前年度(90.9%)よりも2.5ポイント減少した。
- ・ 比率が100%を超えた団体はないものの、90%を超える団体は4団体(前年度9団体)であった。

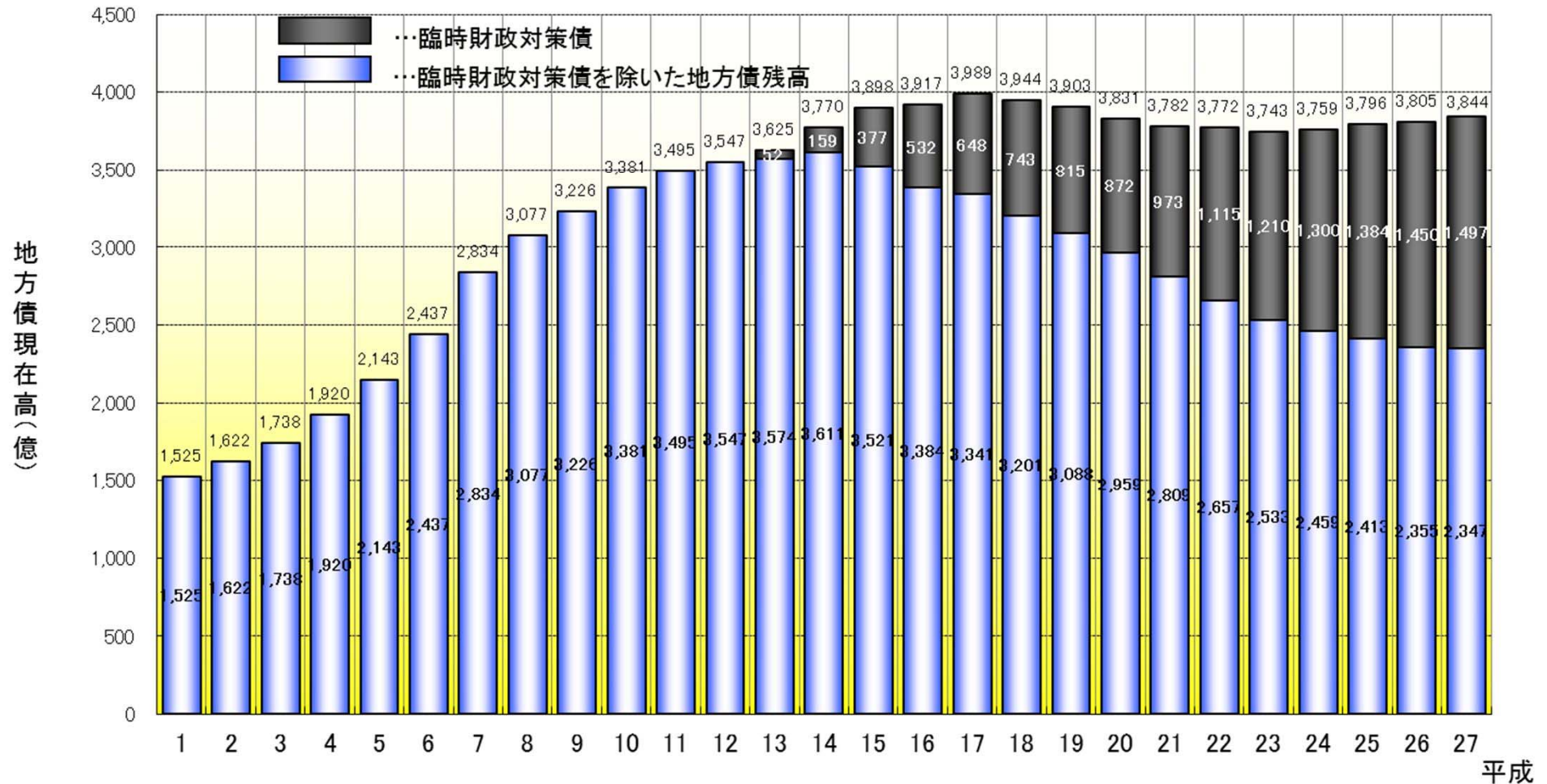
【参考】

経常収支比率とは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合であり、地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源が、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費にどの程度充当されたかによって、財政構造の弾力性を判断するものである。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

7 地方債現在高

地方債現在高の推移



- 平成27年度の地方債残高は3,843億73百万円で、前年度から38億84百万円増加した(1.0%)。
- 臨時財政対策債を除いた地方債残高は平成15年度以降減少を続け、今年度も▲8億01百万円減少し(▲0.3%)、2,346億71百万円となった。

参考 健全化判断比率

平成27年度決算に基づく健全化判断比率<速報値>

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の施行に伴い、地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率(4指標)を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととされている。

実質赤字比率 (早期健全化基準は財政規模に応じ11.25~15%)

- ・算定市町なし。(県内全市町で実質赤字額がないため)

連結実質赤字比率 (早期健全化基準は財政規模に応じ16.25~20%)

- ・算定市町なし。(県内全市町で連結実質赤字額がないため)

実質公債費比率 (早期健全化基準は25%)

- ・県内全市町で早期健全化基準を下回った。
- ・県内20市町の平均は9.7%となっており、前年度(10.6%)よりも0.9ポイント改善した。
- ・地方債の発行に際し許可が必要となる18%以上の団体は、該当なし。

将来負担比率 (早期健全化基準は350%)

- ・県内全市町で早期健全化基準を下回った。

【付表① 平成27年度市町決算の状況】

(単位:千円、%)

	歳入総額	歳出総額	実質収支	単年度収支	地方債現在高 (平成27年度末現在)	財政力指数 $\frac{25+26+27}{3}$	経常収支比率	健全化判断比率(抄)	
								実質公債費比率	将来負担比率
佐賀市	94,513,049	91,807,962	1,544,630	78,505	89,826,113	0.64	87.3	3.4	—
唐津市	71,095,597	69,695,745	1,089,493	△ 122,630	80,619,099	0.42	88.0	15.2	128.2
鳥栖市	23,961,764	23,135,471	783,005	206,454	18,911,903	0.93	89.4	10.2	—
多久市	11,712,033	10,748,921	881,720	590,040	12,559,650	0.36	96.0	11.0	—
伊万里市	26,233,634	25,739,362	483,920	53,975	21,854,907	0.59	90.9	16.3	96.1
武雄市	26,431,205	25,497,128	779,932	27,854	27,373,139	0.47	88.2	7.9	21.7
鹿島市	14,403,779	13,829,304	283,616	△ 19,164	9,362,516	0.44	88.1	8.0	68.9
小城市	22,742,549	22,160,294	446,953	263,117	20,751,304	0.42	86.3	6.6	—
嬉野市	16,274,273	15,745,256	454,887	13,738	12,987,558	0.39	86.4	7.7	78.4
神埼市	15,140,571	14,510,288	397,500	129,006	15,214,509	0.44	89.6	13.5	31.4
市計	322,508,454	312,869,731	7,145,656	1,220,895	309,460,698	0.51	89.0	10.0	
吉野ヶ里町	7,717,205	7,420,850	186,685	31,094	9,866,544	0.61	93.1	11.0	—
基山町	6,644,724	6,431,902	186,583	△ 9,439	6,207,507	0.68	88.2	13.1	24.2
上峰町	7,127,620	6,982,007	120,880	△ 23,545	3,861,445	0.61	89.7	15.4	—
みやき町	15,653,139	15,243,662	364,869	153,852	15,986,809	0.47	88.6	11.6	34.6
玄海町	7,880,594	7,643,259	228,206	29,152	28,096	1.05	90.7	3.7	—
有田町	10,302,719	9,827,659	403,192	14,241	9,087,837	0.37	87.3	7.6	55.1
大町町	3,676,443	3,553,328	115,710	△ 44,377	6,520,235	0.34	86.4	7.0	43.3
江北町	5,342,086	5,020,810	301,218	49,224	4,589,683	0.36	80.5	12.0	—
白石町	14,737,225	14,354,176	278,253	△ 158,904	14,235,946	0.34	86.4	6.9	3.4
太良町	5,520,412	5,392,046	109,025	△ 129,645	4,528,219	0.23	86.0	4.9	—
町計	84,602,167	81,869,699	2,294,621	△ 88,347	74,912,321	0.51	87.7	9.3	
県合計	407,110,621	394,739,430	9,440,277	1,132,548	384,373,019	0.51	88.4	9.7	

※ 財政力指数、経常収支比率及び実質公債費比率については、市計、町計、県合計をそれぞれ市平均、町平均、県平均と読み替える。

※ 財政力指数、経常収支比率及び実質公債費比率の市平均、町平均、県平均は単純平均である。

【付表② 主要財政指標】

○経常収支比率

	H27	H26	増減
1 佐賀市	87.3	88.2	▲ 0.9
2 唐津市	88.0	88.7	▲ 0.7
3 鳥栖市	89.4	93.9	▲ 4.5
4 多久市	96.0	95.8	0.2
5 伊万里市	90.9	92.8	▲ 1.9
6 武雄市	88.2	88.2	-
7 鹿島市	88.1	93.2	▲ 5.1
8 小城市	86.3	89.2	▲ 2.9
9 嬉野市	86.4	89.4	▲ 3.0
9 神埼市	89.6	93.1	▲ 3.5
11 吉野ヶ里町	93.1	85.4	7.7
11 基山町	88.2	92.6	▲ 4.4
13 上峰町	89.7	97.5	▲ 7.8
14 みやき町	88.6	88.7	▲ 0.1
15 玄海町	90.7	97.6	▲ 6.9
16 有田町	87.3	85.4	1.9
17 大町町	86.4	93.2	▲ 6.8
18 江北町	80.5	88.9	▲ 8.4
19 白石町	86.4	87.0	▲ 0.6
20 太良町	86.0	89.8	▲ 3.8
市平均	89.0	91.3	▲ 2.3
町平均	87.7	90.6	▲ 2.9
県平均	88.4	90.9	▲ 2.5

○実質公債費比率

	H27	H26	増減
1 佐賀市	3.4	4.3	▲ 0.9
2 唐津市	15.2	16.2	▲ 1.0
3 鳥栖市	10.2	11.5	▲ 1.3
4 多久市	11.0	11.5	▲ 0.5
5 伊万里市	16.3	17.6	▲ 1.3
6 武雄市	7.9	8.7	▲ 0.8
7 鹿島市	8.0	9.0	▲ 1.0
8 小城市	6.6	7.0	▲ 0.4
9 嬉野市	7.7	8.4	▲ 0.7
9 神埼市	13.5	13.9	▲ 0.4
11 吉野ヶ里町	11.0	11.6	▲ 0.6
11 基山町	13.1	14.4	▲ 1.3
13 上峰町	15.4	17.3	▲ 1.9
14 みやき町	11.6	12.1	▲ 0.5
15 玄海町	3.7	2.5	1.2
16 有田町	7.6	8.9	▲ 1.3
17 大町町	7.0	9.0	▲ 2.0
18 江北町	12.0	13.8	▲ 1.8
19 白石町	6.9	7.6	▲ 0.7
20 太良町	4.9	6.4	▲ 1.5
市平均	10.0	10.8	▲ 0.8
町平均	9.3	10.4	▲ 1.1
県平均	9.7	10.6	▲ 0.9

○将来負担比率

	H27	H26	増減
1 佐賀市	-	-	-
2 唐津市	128.2	129.7	▲ 1.5
3 鳥栖市	-	14.8	▲ 14.8
4 多久市	-	0.3	▲ 0.3
5 伊万里市	96.1	127.5	▲ 31.4
6 武雄市	21.7	13.5	8.2
7 鹿島市	68.9	58.0	10.9
8 小城市	-	-	-
9 嬉野市	78.4	84.5	▲ 6.1
10 神埼市	31.4	59.9	▲ 28.5
11 吉野ヶ里町	-	-	-
12 基山町	24.2	14.6	9.6
13 上峰町	-	37.2	▲ 37.2
14 みやき町	34.6	29.3	5.3
15 玄海町	-	-	-
16 有田町	55.1	62.7	▲ 7.6
17 大町町	43.3	52.6	▲ 9.3
18 江北町	-	-	-
19 白石町	3.4	-	3.4
20 太良町	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
市町平均	53.2	52.7	0.5

【付表③ 主要財政指標用語】

指標	算 定 式	備 考
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100(\%)$	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政構造の弾力性を判断する比率として使われている。この比率が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できることになり、財政構造に弾力性があると言える。 ・ この比率が75%を超えないことが望ましいとされている。 ・ 臨時財政対策債 … 地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、地方財政法第5条の特例債として発行されるもの。
実質赤字比率		<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
連結実質赤字比率		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。
実質公債費比率	$\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$ <p>上記算式によって得た比率の過去3年間の平均をいう。</p> <p>A…元利償還金(繰上償還除く) B…地方債の元利償還金に準ずるもの C…元利償還金に充てられる特定財源 D…普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金 E…標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)</p>	<p>平成18年度からの地方債協議制移行に伴い用いられる指標。「元利償還金の水準」を測るため、市場の信頼性や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、起債制限比率について一定の見直しを行ったもの。</p> <p>以下は、それぞれの比率における許可基準である。</p> <p>① 18%以上25%未満の団体 … 公債費負担適正化計画の内容及びその実施状況等を勘案し、特に制限を必要とするものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、地方債の発行を許可する。</p> <p>② 25%以上35%未満の団体 … 財政健全化計画の内容及びその実施状況等を勘案し、特に制限を必要とするものを除き、同意基準と同等の内容の許可基準によって、地方債の発行を許可する。</p> <p>③ 35%以上の団体 … 財政再生計画の内容及びその実施状況等を勘案し、特に制限を必要とするものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準によって、地方債の発行を許可する。</p>
将来負担比率		<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率(早期健全化基準 35%)。